

2023年4月1日
以降の標識設置から適用

町田市住みよい街づくり条例に基づく 開発等構想段階における街づくりについて

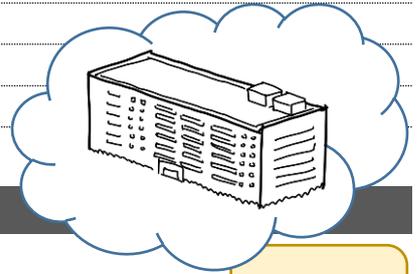
1 開発等構想段階における街づくりとは（条例第3章第2節）

事業計画を早い段階（構想段階）から市民（関係住民等）や市に対し、開発等の構想を公開し、話し合いをすることが可能となる手続きを行うことで、市民、事業者及び市の相互信頼、理解及び協力の下、三者の創意工夫による取組によって地区の特性を活かした街づくりを実現するために定めたものです。

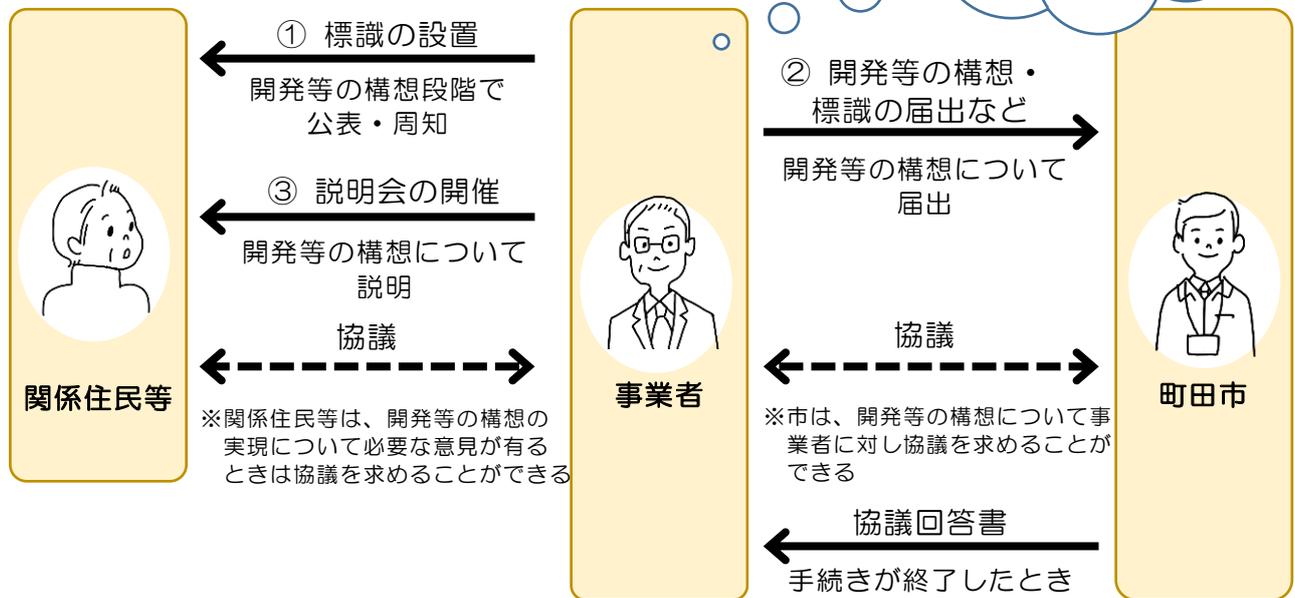
2 手続きの対象（条例第13条）

下表に掲げる開発行為等及び建築行為が対象です。本条例の手続は、構想の変更が可能な時、かつ、開発申請・確認申請等の手続を行う前までに行ってください。

- ① 1ヘクタール以上の開発行為等
 - ② 延べ床面積が3,000平方メートル以上の建築行為
 - ③ 戸数が50戸を超える集合住宅に係る建築行為
- ※ その他、市長が必要と認めた開発等



3 手続きの流れ



4 主な改正点

今回の改正に伴う主な変更点は、以下のとおりです。

No.	項目	改正概要
①	説明会の開催	<ul style="list-style-type: none">標識設置を届け出た日から説明会開催までの期間（30日以内）関係住民等への説明会開催の周知期間（14日前）説明会開催することを、事前に市へ届け出（周知開始の7日前）
②	関係住民等と事業者との協議	<ul style="list-style-type: none">関係住民等からの協議申出の受理方法（3部提出し、1部返却）協議経過（結果）の報告者を事業者のみ（関係住民との連名不要）
③	市と事業者との協議	<ul style="list-style-type: none">新たに協議制度を創設「まちづくり調整協議会」の実施時期（説明会の開催後）
④	協議回答書	<ul style="list-style-type: none">市は、手続きが終了したときに、手続き上で出た協議事項等をまとめた「協議回答書」を事業者に提出

問い合わせ先 都市づくり部土地利用調整課土地調整係 042-724-4256

詳細は、「住みよい街づくり条例『早期周知による街づくり』の手引き」をご覧ください。